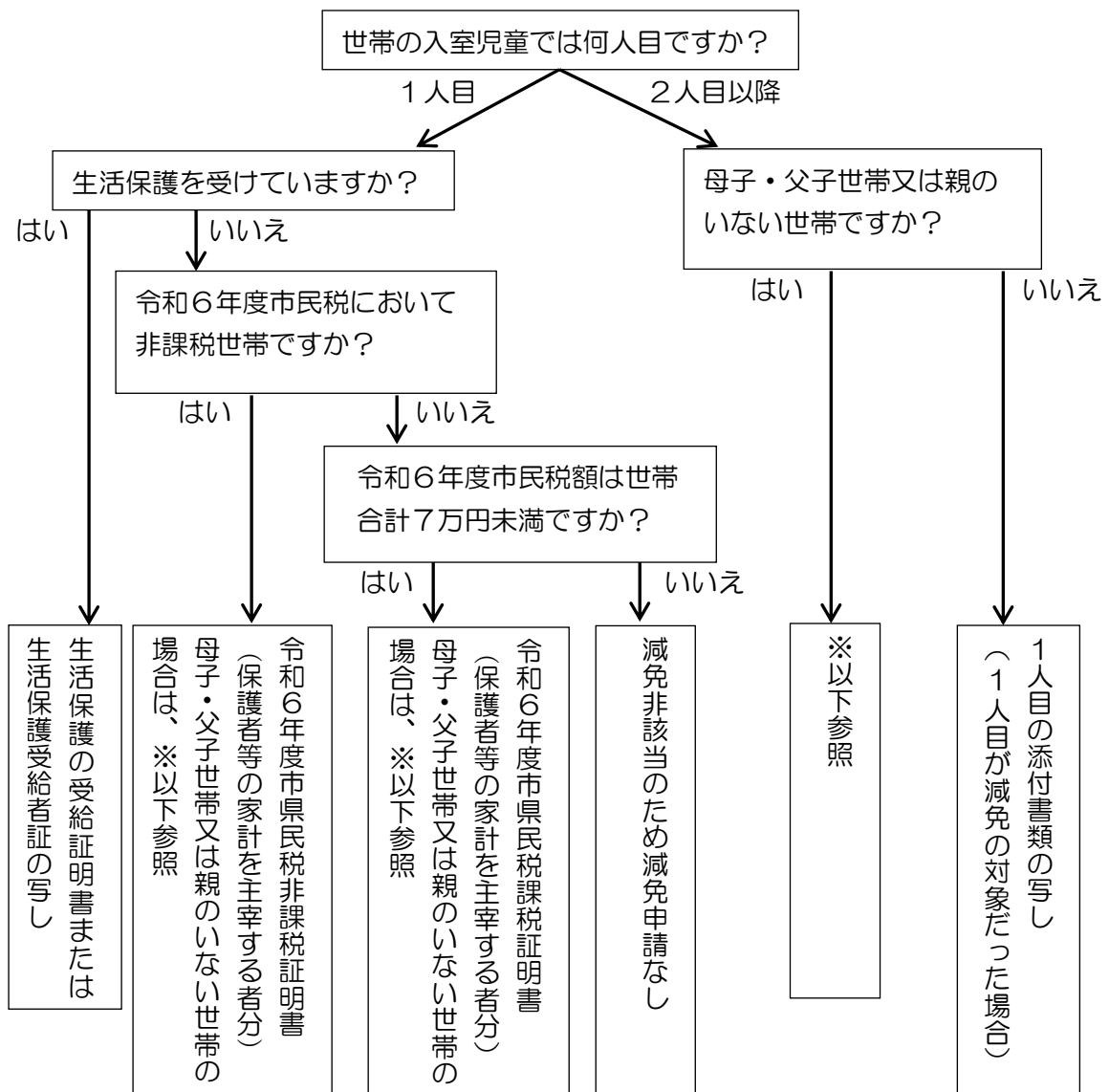


保育料の減額・免除申請添付書類フローチャート

減額・免除申請の添付書類判定

◎ 世帯を構成する方のうち2人以上の方に所得がある場合、世帯の税額は保護者及び保護者以外に家計を主宰するものに係る税額の合計額とする。



※ひとり親家庭等医療費受給者証の写し、児童扶養手当証書の写し、戸籍抄本、調定期日通知書（離婚調停中の場合）または弁護士等が発行する離婚調停中であることを示す書類いずれか1点の提出が必要です。